

東日本大震災からの復興・再生

- 引き続き、除染・中間貯蔵・汚染廃棄物処理等の事業について、着実に取組を進めていく。
- 特定帰還居住区域については、特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて、除染や家屋等の解体を実施。
- 福島県内で発生した除去土壌等については、**中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる**と法律で規定。その実現のためには、県外最終処分量の低減が重要であり、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでいる。
- 本年9月10日に、除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関(IAEA)専門家会合の成果を取りまとめた最終報告書が伊藤環境大臣に手交され、IAEAから公表。**
- 実証事業等で得られた知見やIAEAが実施する専門家会合での議論を踏まえ、**今年度中に再生利用・最終処分に係る基準等を策定予定。**

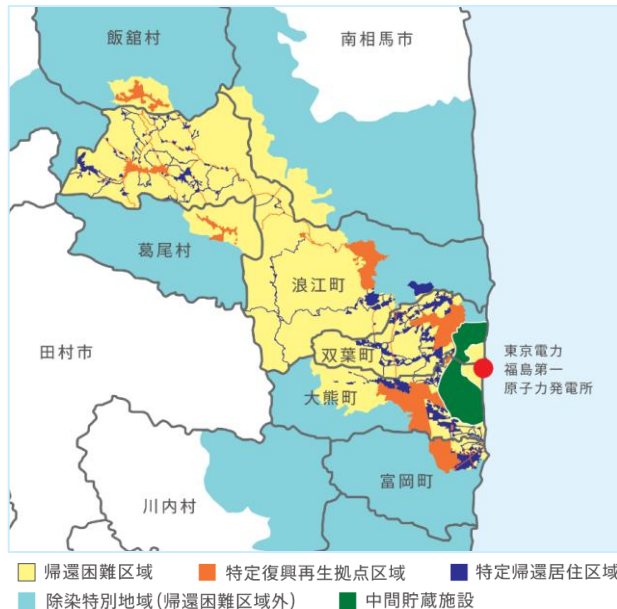
◇特定帰還居住区域

- 「**たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む**」方針。

- 昨年6月に福島復興特別措置法を改正し、**特定帰還居住区域制度を創設。当該区域内において、除染や家屋等の解体を実施。**

- 大熊町、双葉町の一部の区域においては、先行的に2023年9月に認定され、12月20日に除染や家屋等の解体に着手。

- また、**本年1月に認定された浪江町の区域についても6月20日に着手し、2月に認定された富岡町の区域についても9月5日に着手**した段階であり、引き続き、着実に除染や家屋等の解体を実施していく。



◇理解醸成に向けた取組

＜除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関(IAEA)＞

- 環境省の要請により、今後の除去土壌の再生利用と最終処分等に係る環境省の取組に対し、技術的・社会的観点から国際的な評価・助言等を行う目的で、国際原子力機関（IAEA）が除去土壌の再生利用等に関するIAEA専門家会合を令和5年度に計3回開催。

- 本年9月10日に、本会合の成果を取りまとめた最終報告書が伊藤環境大臣に手交され、IAEAから公表。**

- 今後とも、継続的に取組状況をIAEAと共有するとともに、国内外へ情報発信していく。

＜IAEA最終報告書における全体的な評価＞

- 環境省の除去土壌の再生利用及び最終処分に関するこれまでの取組は**IAEA安全基準に合致。**

- IAEAは、再生利用と最終処分のための日本の取組を、今後も継続して支援。**



第3回IAEA専門家会合の様子